意見募集と説明会を実施

清掃施設整備方針の中間とりまとめ

問い合わせは　清掃施設計画室　☎898-5844

清掃工場の整備方針を策定するため「中間とりまとめ」を作成しました。

主な内容は、六供清掃工場・亀泉清掃工場・大胡クリーンセンターの診断結果、清掃工場を延命化する場合の工事内容、新たに清掃工場を建設する案と清掃工場を延命化する案の比較などです。市役所清掃施設計画室・情報公開コーナーや各支所・市民サービスセンターのほか、本市ホームページでご覧いただけます。

この中間とりまとめに関する意見募集と説明会を行います。

■意見募集

意見書の提出＝１月31日㈭までに件名（「清掃工場」）と住んでいる町名・年代・意見を記入した用紙を、市役所清掃施設計画室へ直接。または郵送、ファクス（223-8524）、✉seikei@city.maebashi.gunma.jpで

■内容説明会

日時＝①１月20日㈰午前10時②１月21日㈪午後２時③同午後７時

会場＝六供清掃工場大会議室

対象＝どなたでも

申し込み＝当日会場へ直接

ルール違反が増えています

ごみは決められた場所に搬出を

問い合わせは　ごみ減量課　☎898-6272

最近、通勤途中で自分の住む地区以外にごみを出す人が増え、集積場所を管理する各町では大変困っています。ごみの収集は町ごとに、その日に収集する品目が異なります。通勤路に集積場所がある場合でも、自分の住む地区の決められた場所以外には絶対に出さないでください。ルール違反のごみは収集しません。ご協力をお願いします。

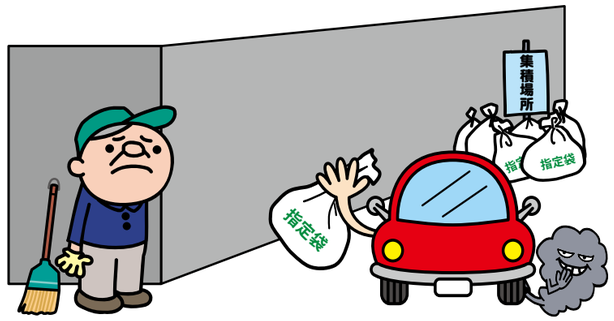

環境美化推進員や地域の人も困っています

変更点があります

市県民税の申告

問い合わせは　市民税課　☎898-6203

平成25年度（平成24年分）市県民税申告の留意点をお知らせします。

■生命保険料控除額の計算方法を一部変更

平成24年１月１日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料の控除限度額が、それぞれ２万8,000円になります（合計した限度額は７万円）。

なお、平成23年12月31日までに契約した保険料の控除額は、従来の計算方法で算出します。ただし、平成24年以降に契約した分と合わせて控除額を計算する場合は、控除限度額が２万8,000円になります（合計した限度額は７万円）。

■被災地への寄付金・義援金

東日本大震災で被災した県や市町村への寄付のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに東日本大震災義援金として寄付した場合にも「ふるさと寄附金」として、税額控除の対象となります。

身障者用市営住宅

入居者を募集します

問い合わせは　建築住宅課　☎898-6833

身体障害者用市営住宅の入居者を募集します。募集団地や家賃などは下表のとおり。建物は全て中層耐火構造で、給湯器や浴槽などの設備が整っています。入居者は障害の程度や住宅事情を考慮して選考します。入居予定日は３月１日㈮です。

対象＝次の全てを満たす人。現在、県営・市営住宅に入居している人も申し込めます。

①住宅に困っている②２人以上の世帯は市内在住か在勤。単身者は身の回りのことが自分でできる③不動産を所有していない④身体障害者手帳の等級が１級～４級の人がいる⑤暴力団員でない⑥住民税の未納がない⑦基準月収額が21万4,000円以下⑧県内在住で住民税の未納がない連帯保証人がいる⑨家賃３カ月分の敷金を納入できる⑩毎月末日までに家賃を納入できる

申し込み＝土日曜・祝日を除く１月18日㈮までの午前８時30分～午後５時15分に市役所建築住宅課へ直接

	団地名	間取り	家賃	募集戸数
肢体障害者世帯用	天川、江木第二、南橘第二、南橘第四	3DK・2LDK	１万5,400円～３万4,000円	各１戸
視覚障害者世帯用	岩神第六、朝倉第一、元総社第二		１万3,400円～３万1,300円	
肢体障害者単身用	広瀬第五	2K	１万4,600円～２万8,700円	

学校で支援を行う

臨時職員を募集

問い合わせは　学校教育課　☎898-5864

４月から小中学校で働く学校支援員と特別支援学級介助員を募集します。それぞれ選考で採用者を決定します。

勤務内容＝〈①学校支援員〉不登校児童生徒などの相談対応、特別に支援を要する児童生徒の援助など〈②特別支援学級介助員〉特別支援学級児童生徒の指導援助

雇用期間＝４月から学期ごと

勤務時間＝週25時間以内

対象＝①は子どもの教育や相談に関わった経験か、それに準じた経験がある人②は障害児の教育や障害者の介助に従事した経験がある人

賃金＝１時間920円

申し込み＝２月12日㈫～15日㈮に履歴書、400字程度の志望動機を記入したＡ４の用紙、80円切手を貼った返信用封筒を用意し、市役所学校教育課へ直接

消費者の豆知識

不用品回収で高額請求

事例「不用品引き取ります」と電話があり、不用品があったので頼みました。後日業者が来て、壊れた自転車とタイヤ２本を出したところ、12万円を請求され支払ってしまいました。高額で納得できません。

回答この場合、電話で勧誘されて契約をしているので、クーリングオフが可能です。契約書面を受け取った日から８日以内に、解約するむねをハガキに書いて送る必要があります。業者名と連絡先が分かるようにしておきましょう。ただし、自分から回収車を呼び止めたり、電話をかけて依頼したりしたときは、クーリングオフができない場合があります。

不用品の回収は、業者が自宅まで来てくれるので便利ですが、料金が妥当かを判断することは難しいです。複数の業者の料金を比較しましょう。

また、家庭から出される廃棄物の回収運搬には、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。事前に許可業者かどうかを確認しましょう。

問い合わせは　消費生活センター　☎230-1755